

## 第14回徳島県規制改革会議 概要

日 時：令和2年12月4日（金）13：30～15：30

場 所：徳島県庁11階 審問室

出席者：床桜座長、田村（耕）委員、加渡委員、田村（茂）委員、藤田委員、後藤田委員、御手洗委員、青木委員、後藤委員、中委員、担当課（人事課、スマート県庁推進課、次世代育成・青少年課、長寿いきがい課、障がい福祉課、労働雇用戦略課、教育委員会施設整備課、教育委員会教育創生課）、事務局

内 容：

### 1 開会

○地方創生局長挨拶

### 2 協議「第5次提言に向けた意見交換」

○行政手続の簡素化について

座長：まず初めに、国も最重点課題に挙げておりますが、行政手続の簡素化について考えていきたいと思っております。それでは、事務局の方から説明いただきながら委員の皆様、関係課からご説明いただきたいと思っております。

担当課：行政手続の簡素化につきまして、県ではこれまで総務事務、会計事務へのシステム導入、電子申請届出システム推進など行政手続のデジタル化、オンライン化に取り組むとともに、2次提言もいただきまして県の許認可や補助金事務の手続の簡素化、見直しを図り行政コストの削減に関する取組みを行ってきたところです。今般、国のデジタル庁の創設や行政デジタル化に向けた押印見直しといった動きを受けまして徳島県デジタル社会推進本部を設置したところです。この本部につきましては、お手元の資料3をご覧ください。取組みの方向性として、オンライン化による住民サービスの向上と行政事務の効率化、いつでも・どこでも・だれでもデジタル化の恩恵を享受できるユニバーサルな環境整備、5G等を活用したデジタルトランスフォーメーションによる地域課題解決の加速、という3つの柱に取り組むこととしておりまして取組推進にあたりましては庁内若手職員、市町村職員、民間人材で構成するタスクフォースを設置してこれを推進エンジンとして取組みを推進していくこととしております。特に①の行政手続のオンライン化というところですが、現在、県においては電子申請届出システムを活用しては多くの利用があり年々増えてきているところですが、書面・押印が求められている手続については、十分普及していないという状況がありまして、書面による行政手続を見直すことで行政手続のデジタル化、オンライン化をさらに加速し、県民の利便性向上と職員の業務効率向上に努めていきたいと考えています。

座長 : 一連の行政手続の簡素化になりますので、担当課から説明いただきましょうか。そのあと、各委員からご意見をいただきたいと思います。

担当課 : 委員から提言いただいた項目について説明させていただきます。障がい福祉サービスについては、様々なサービスを利用いただく場合に、提供者が利用者から様々な書類に押印をいただいているところです。今後の対応方針といたしまして、先般国の方におきまして社会保障審議会におきまして行政文書の負担軽減、押印廃止等について議論を重ねているところです。障がい福祉分野については、国の方針が示されておりませんが、国の動向を見定めていきたいと考えております。

担当課 : 介護保険制度においても、入所者、利用者へのケアプランを作成しています。このケアプランを作成するにあたって、利用者、家族に内容を説明して文書により利用者の同意を得なければならないということになっており、署名、押印が求められています。申請や届出においては、国が様式例を定めており、押印を求めている関係から様式の標準化を進めている関係から、県においても押印を求めています。

また、介護保険利用者におきましては、施設運営に関する書類の保管年限も定められています。現状におきまして国の4月に向けた介護保険制度の報酬改定の議論が国の社会制度審議会で行われておりまして、文書量の負担軽減の議論がなされておるところで国の動向を注視していきたいと思っております。

担当課 : 行政事務の効率化については、ペーパーレスシステムを導入しており、庁内の会議、県の会議、審議会等で活用を進めており、紙資料の削減を進めており今後ともさらなる深化を進めていきたいと考えております。

プレスリリースについては、紙媒体で提供している現状ですが、マスコミ等、関係者の意向を確認して、プレスリリースにおいては参考資料をデータ化してホームページで公表してアドレスを資料提供するなど紙媒体の削減を進めていきたいと考えています。

担当課 : パンフレットを併せてご覧ください。デュアルスクールについては、都会からサテライトオフィス勤務などで単身赴任している方が2、3週間など一時的にお子さんを徳島に滞在させたいと、学校に通うという問題がでてきます。その場合でも、住民票を移さずに都会の学校から徳島県の小中学校に通えるという制度です。普通であれば住民票を移して転校、学籍を移動するという必要がありますが、既存の区域内就学制度を活用することで住民票を移さずに徳島の学校に通うことができます。学んだことが元の学校に通ったときに出席日数としてカウントすることができます。この区域内就学制度におきましては、元々、地理的理由、身体的理由いずれの対応として認められるもの

でしたが、徳島県からの提言によって地方への一時的な移住、二地域居住という理由についても認められるようになりました。けれども転校という作業は必要となってくることから、一般の方から提言いただいたように送り出す学校、受け入れる学校双方での書類のやりとりというのは煩雑となってしまいます。この手続きを電子化するというのであれば、校務事務の削減になるので職員の負担軽減に繋がります。県においてもデュアルスクールを推進していくうえで、デュアルスクール申請書の押印の廃止などできることから取り組んでいきたいと考えています。リモートワークやワーケーションなど保護者の流動化に繋がると考えておりますので、制度の見直しなど国に提言するなど利用しやすいように取組みを進めていきたいと思っております。

座長 : 一般の方からの提案について確認いただきたいと思っておりますので、資料2をご覧くださいでしょうか。コロナで売り上げが下がっている中で、押印を省略することで生産性を上げることができる。また、デュアルスクールの関係で手続きを省略することで簡素化することができるのではないかという提案です。各委員のご発言をお願いします。

委員 : NO 1の行政手続の簡素化、電子化についてご質問です。運用の現状について先ほど説明いただきました。県民目線で見えるような仕事のやり方が重要だと考えています。先般、総合計画審議会でも発言させていただいたところですが、見えるためにはマイナンバーカード等県民でできるような手法をプラスアルファで少し変えて行政手続の中でプラスしていくことも重要だと考えています。もう一点、庁内下から上で決裁を上げていくときの手法を教えてください。メールでしているのか、紙で判を押してしているのか。教えてください。QRコード等であるとか何か新しい手法でチャレンジしてはどうかと考えています。まず、庁舎内から変えてはいかがでしょうか。

担当課 : 県民目線・見える化は重要でそのとおりだと考えておまして、デジタル社会推進本部の中でもオンライン化と住民サービスの向上という中で見える化が必要だと思いますので、ご意見をいただきながら本部の中で検討していきたいと思っております。県庁内での決裁については、令和4年度末で電子決裁100パーセントを目指しているところです。紙決裁もありますがすべて電子決裁できるよう進めています。

委員 : ありがとうございます。進めていただければと思います。

座長 : 電子決済は既に運用されているんですね、なぜ令和4年までかかるんですか。

担当課 : 電子決済については、会計関係書類や添付書類の多いものについては進んで

いない部分がありますが、今後、進めていくところです。

座長 : システムがありながら進んでいない部分があるんですね。何ができていない、ハードルになっているのかは明らかにしておいていただいた方が良いかもしれませんね。整理したやつを事務局の方に提出いただけますか。もう一つは、押印の廃止ということですが全廃することはできないのでしょうか。

担当課 : 押印している数を調査しているところで、それぞれ本当になくすことができるのか、基本はなくす方向だが残さなければいけないものを検討している段階です。基本的になくす方向で検討しています。

座長 : 原則、全廃ということを前提に置きながら、どうしてもやむを得ないものを残すというスタンスですね。いつやる予定なんですか。

担当課 : 法令に基づいて様式が決まっているものもありますので、その動向を見ながらになります。できるだけなくす方向で今年度末に向けて取り組んでいきたいと思います。

委員 : 行政手続について、印鑑とは別で、資格証について介護もそうですが、保育士さんとか幼稚園とか資格証があるじゃないですか。県知事の認める資格証ですが、行った先々で提出するんですが、名前が変わっただけでもコピーをとって相違ありませんというのを会社の代表者印を押して提出するんですが、データベース化できれば名前と生年月日だけで照合できると思うんですが県ももらっても手間だし、送る方も手間だし、名前が変わったときは住民票を付けて提出するんですね。県知事が発行している証明なのでマイナンバーみたいな分からないですが、クラウド上で照合できる仕組みにすればお互いに手間も減るし、不正も減ると思うんですね。

担当課 : 保健福祉分野でいうと、障がい者相談支援センターの方で発行しており、電子化も可能かと思っておりますので、検討させていただきます。

委員 : 研修と発行を別の課がしていますよね。確認を行き来させないといけないので2重の手間になっていますよね。

座長 : 行政事務の効率化ということで委員のご指摘と関連してきますけれども。

委員 : プレスリリースのことを発言させていただきましたが、メディアの方とお話しすることが多く、規制改革会議の委員ということで伝えてくれと言われたんです。具体的な声がありましたのは1社ですが、他の社の意見も聞いて進めていただければと思います。

担当課 : 先ほどの意見については、秘書課に話しをさせていただいて、他のメディアの意見も聞きながら進めていきたいということでした。

委員 : コロナ下において押印・署名がどうなのかと思い発言させていただきました。当然、押印が必要なことは分かっております。法令・条例で書類の保存年限が定められていることも存じていますが、コロナ禍でのやりとりでご家族等、職員の懸念もある中でどうするかという視点は、少しでも改良の余地があるのではということで、前回、発言させていただきました。調べていると、厚生労働省から随時でている介護保険最新情報ナンバー何百何というのがメールでいただいたり、コロナ禍における緩和的な視点がでておるのは現状です。サービス担当者会議が、必ずメンバーを集めて計画を立てるとというのが、介護保険最新情報の773番において利用者の自宅以外での開催やメール電話の活用による聴取など、以前ですと病院や施設に家族、ソーシャルワーカー等専門職を集めて会議をして方向性を決めていたのが、電話、文書のやりとりで良いよという見解もでている。緩和がでていると、行政の保険者である各市町村単位でホームページで告知しているのが現状であると認識しています。介護の世界では、要介護認定についても延長12か月も認められているところですが。コロナ下においても手続きを少しでも複雑な負担を緩和したというのは、当然、先ほど説明いただいたように来年4月の報酬改定がありますので国の方で改定が進められているのも現状だと思います。それに合わせて県では、国の方向性に合わせて、コロナ下における独自性を県から国に対して簡素化で良いんじゃないかと提言をしていただければ、国を変えないといけないのは分かっているが、声があるというのを盛り込んでほしいというのが私の意見です。

委員 : 元があるので、市町村が沿わないといけないというのは分かるのですが、今回のあれで緩和されている部分もあるので、現場の人の負担はコロナで軽減していただいたが、ピンチをチャンスではないですが徳島県が先陣を切ってこういった部分を変えましたという部分があれば、現場の人の負担と簡素化することによって、不正も防止しないといけないので独自性が浸透すればいいのかなと。

委員 : ケアマネをやっておりまして、押印とサインは行ったことの証明としては必要だが別の形のアプローチがあれば。月一回の訪問というのが義務になって、証明を別のアプローチで考えていただければなど考えています。

座長 : Society5.0 のフィジカル空間とバーチャル空間の融合という話をしてるんだから、エネルギーが費やされているというのがあれば、この際、国にこれを機会にどんどん改革してもらえようという提言をしていくという形で盛り込ん

でいけたらと考えています。表現のあたりはまた、ご指摘いただければありがたいと考えています。デュアルスクールについては、まさにそのとおりかなど。せっかく徳島発の取組みだが、広がりが出てきていない。どうも背景には、事務が煩雑だということの声も聞こえています。いいシステムをより普及させるというようにできるだけ簡素化していく。学校の場合は必ず ICT 化されていないと聞きますので、象徴的な一つの事例ではないでしょうか。ぜひ、提言の中にも盛り込ませていただいて多くの県で活用されるようなシステムにしていきたいと思います。徳島だけの問題ではなくて、文科省あたりに話しをしていく内容になるのかもしれませんが。

一通り委員からの提案、一般提案の内容ですがみなさん、ほかにいかがでしょうか。

では、続いてテレワーク働き方で整理させていただいている内容について協議させていただきます。

#### ○テレワーク、働き方について

**担当課** : 県がチルドリンに委託しましてテレワークセンターを設置し、推進拠点として企業に対する導入推進を行っているところです。加えて年齢性別問わず障がいのある方も取り組んでいただけるテレワーク講座を実施しています。今後の対応といたしましては、今年8月に県内の事業所を対象にアンケート調査を実施したところですが、結果を活用しながら県内企業へのモデル的導入やテレワーカーと企業のマッチングイベントの開催により、さらなる推進に取り組んでいきたいと思います。資料4で働き方推進フォーラムを開催し、マッチングイベント等を開催したところです。

**Web** を活用した企業説明については、企業・求職者においても時間的・金銭的な多くのメリットがあります。先日、青年会議所主催により開催されたステップアップ徳島でも、ライブ配信で日曜日開催ということで所用があり、私自身、メリットを感じたところです。9月議会で承認された予算を活用して **Web** で企業の紹介動画の配信、チラシ等情報発信の支援をしています。オンラインにはオンライン、対面には対面のメリットがありますが、オンライン発信の支援をしていきたいと考えています。

**担当課** : インターネット環境の整備について、事業所案件として事務局預かりということで、コロナ関係というのもありますので確認してみました。運用の現状として光回線の開設について、事業者を確認したところ通信の安定性確保のために接続に制限を設けている場合があることが確認されています。光ファイバ網はデジタル社会構築のうえでも重要であることから、県・全国知事会でも国に対して支援の拡充を提言したところです。引き続き国に対して要望してまいります。

デジタル化社会での情報弱者への支援について、すべての人が豊かな暮らしを享受するためにはデジタル技術が不可欠となっていますが、まなび一あ徳

島ではパソコンやタブレットの活用方法やデジタル技術について学べる場を提供しています。高齢者までも生涯学び続けられる環境づくりを進めています。また、徳島あいらんど推進協議会では、シルバー大学校・大学院では Web 講座が実施されています。Web アクセシビリティの確保ということで県 HP で提供される情報を取得できる環境整備を進めているところです。サポート要員の配置について総務省のデジタル活用支援員推進事業が実施されているところです。県において採択はありませんが、こういった取組みを参考にしながら地域でサポートし合える体制を構築していきたいと思えます。

委員 : シームレス民泊推進協議会の副会長をしておりますが Wi-Fi が必須になっております。業者に依頼すると制限があることが分かりまして、早急に事業者、通信関係の整備を進めていただきたい。提言をしていただいたとありましたが、しっかりとした施策に盛り込み、予算をとり事業所等の推進を進めてほしいと考えています。移住促進、ワーケーションを進めるうえで停滞するわけにはいきませんので。環境整備の事業者について調べていきますと電柱を立てるために土地の所有者に交渉し、手続きを進めるのが煩雑と聞いておりますので、簡略化を進めていただけないでしょうか。事業所再度の取組みまで踏み込んでいただきたいと思えます。

座長 : 県下でそのような状況があるというのはほかに調べられていないのですか。今までサテライト誘致にしても高速ブロードバンドが津々浦々に整備されてというのを唄っており、また国がデジタル社会を進めているんですけど、このような事例、ますます都市と地方の格差が広がる象徴的な事案になるんだろうと思えます。地方においては格差の中で取り残されていく事例があり、しっかりと提言する必要があるのではないのでしょうか。一点、聞かせていただきたいのですが、テレワークについて県庁の状況はどうなんのでしょうか。

担当課 : テレワークについて、職員のワークライフバランスという観点から推奨しております、平成 27 年度から進めているところですが、今年度については新型コロナウイルス感染症対策からも必要性が高まっており、利用も高まっており専用のパソコンを貸し出しておりましたが、8 月以降は個人所有の端末も庁内サーバーに利用できるような環境が整っています。

座長 : ワークライフバランスの観点というよりも事業継続という観点からもどんどん進めていかないといけませんよね。そのためには、ペーパーレスが必要ですよね。

委員 : 情報弱者へのサポートということですが県内では取組みがなかったのでしょうか。

- 担当課 : 全国で14か所ということで県内では取組みがなかったです。
- 委員 : 高齢の方は、なかなか地域から出られず、行けても公民館等ですので0を1にしてほしいなと思います。
- 委員 : 高齢者は弱者になるので、インターネットを活用できるかどうかで生活の便利さ、楽しさが違ってきます。まなび一あ、大学校に申し込まれた方は学ぶことができるということですが、参加しようと思う人は元々、積極的な人なんですよね。積極的にやる気がない人にも便利なんですよっていうことを教えないといけないと思うんですよね。まさに総務省が言ったデジタル支援員みたいな人を設けて、狭いエリアでみんなで声掛けして習いに行きましょうみたいな感じで巻き込んで、小さなエリアでデジタル格差をなくすというのは総務省に言われるまでもなく徳島県が主体的に全エリアでやるべきものだと思います。
- 委員 : 現在の消費者問題で国際問題としてデジタル対応ですね。デジタルにおいて脆弱な立場の人をどのように救済していくかというのが消費者庁のモデルプロジェクトとしてもありますし今後大きな課題となると思います。高齢者の消費者トラブルもある一定割合はインターネットに関するものなんです。情報弱者は医療弱者にも教育弱者にも生活弱者にも消費弱者にもなってくるということで、国際的な取組み徳島県独自の取組み、消費者庁との連携という問題で全地域にきめの細かいネットワークを張った徳島モデルのデジタル支援体制の構築を考えるべきだと思います。
- 座長 : 県としての支援体制を作っていないといけませんね。
- 委員 : それをやることによって全国的な話題になってくるかと思いますので、全国でやってないレベルの、きめの細かいシステムをぜひ作るべきだと思います。
- 委員 : テレワーク養成講座、徳島モデルを考えるということでマイクロソフト執行役員ということで優秀な方が来られています。9割が中小企業ということで、どのように徳島モデルを考えるのか。2月までに時間があるので、職業分類を考えたらうえて優秀なマイクロソフトの方に徳島モデルを語っていただければ幸いです。車屋さん、電気屋さん、葬儀屋さん設備屋さん、介護のみなさんここにいるだけでこれだけの職種がいっぱいあります。ひとくくりにテレワークやりましょうよっていても全く違いますので、優秀な方を呼んでテレワーカー講座をやってもピンとズレていますよね。この辺をお考えになってやっていただけると嬉しいかなと思います。形だけのフォーラムをするのであれば、参加する意味がないですよ。テレワークで車が販売できて修



理ができるのが優秀な方ではなく、各部門の方を集めてテレワークどうする我々ならこうするっていうフォーラムをした方が徳島モデルの構築となり、テレワーク推進のうえでの環境の向上になると考えます。

座長 : ほとんどが中小企業であり、そういう人たちがテレワークをするというのは情報リテラシーの向上にも直結する話です。地域においてはそういう人たちがサポートする立場にもなってくるんですし。もう少しきめ細かな実効性のあるテレワーク推進、圧倒的に中小企業が多いと言いながら、テレワークの普及率が悪いという現実を直視する必要があります。

委員 : テレワークなんてみんな知ってますから、より実践的な話をしないと。徳島モデルを考えても遅いんですよ。有数のブロードバンド大国なんですよ。細分化してやっていますっていうのを出していかないと。日本ナンバーワンブロードバンド大国なんですよ、我々はこのようにしてやっていますって商工労働部が率先してやってくだされれば、我々としても商工3団体、青年会議所もいますから若手の経営者力を合わせて可能ですよね、座長。

座長 : 商工3団体の若手経営者が来られていますので、例えばオンリーワン補助金みたいなシステムがあるんで、重点テーマとして3団体の組織力を活用したテレワーク推進を重点テーマにしていくとか優先課題、そこに傾斜配分していくとか、県庁だけがやれって言っても限界があるので、商工3団体官民連携していくとか部内で議論いただいたらと思います。

委員 : ここに起業成果発表ってあるんですけど、コンサルタントと同じなんで成功事例しか発表しないと思うんですよ。まだ時間があるので、このことは失敗したっていうのをお話いただくと聞いてみようかなって思いますね。

座長 : どちらにしてもテレワークっていうのは一過性の問題ではなくて、やらなければ経営の生産性上がらない、人材の確保も難しいという状況になっていくと思いますので、商工3団体の皆様にも来ていただいていますので、みなさん協力しながら県のサポートも受けながらという仕組みができたらと思っています。

委員 : 最近車売るのは、お客さんとは合わず、お客さんとラインかメッセージャーでパソコンでやりとりして仕事しています。これはコロナがきたからではなく忙しくてできないという。テレワークもそうですし、情報格差、雇用ということで実際県のみなさんとオンラインの企業説明会をやってみた。実際に全国で25名くらい参加をいただいたということで、オンラインの有用性を感じることができたのが韓国から ZOOM を通して、日本の企業で働きたいですという方が参加してくれました。どういった経緯で参加いただいたかは

検証できていないんですけど、オンラインですること、国内だけではなく世界中からも徳島の企業で働きたいと飛び込んでくれる可能性がでてきたかなど。運用の現状というところの中で Web を活用し説明会を3回開催予定とありますが、運営はどこですか。

担当課 : 事業がバラバラにはなるんですけど、四国4県で連携して進めている事業があります。

委員 : 中小企業参加ということで出展料は。

担当課 : 今回は4県事業ということで参加自体は無料です。

委員 : 今の話によると一県1社しか参加できない。例えばオンラインのサービスを全部活用しようとしたら莫大な金額がかかる。それも就職ビジネスということで。やはり私もそういうところに大金を支払う余裕はない。そういう意味で ZOOM を使ったり、オンラインのサービスの中で、コストがかからずに、参加できるようなものをパブリックが主導で開催していくと。徳島県下でお金とヒューマンリソースを割かなくても雇用ができるというモデルケースを県だったり、ハローワークでやれば徳島の中小企業また個人事業といったところも手軽に参加できて、手軽に求職できるようになるので、そこに対して小さな会社や小さな個人事業が活用しにくい部分があるので、そういったところまで裾野を広げていただきたい。

座長 : 従来、テレワークは、ワークライフバランスなど従業員に焦点を当てたような取組みでしたけれども、もちろんそれも重要ですが、コロナを契機に企業が存続していく、いわゆる経営戦略の中の重要な位置づけになっています。むしろ企業戦略を考えるようなセクションの方もこれはコミットしていただかないと、今求められているテレワークとはずれが生じている気がするので、そこらへんも部内で十分にご議論いただければと思います。

#### ○若者の社会参画、公共施設の有効活用、その他について

担当課 : 各種審議会は協議会への若年性委員の選任の促進を図るために徳島県若年者人材リストを作成し、今年度はこれを更新させていただき着手していただけるように周知を図っています。それとともに人材育成といたしましては、世代や立場の異なる多様な参加者と未来志向で対話する際に必要となるパシフィケーション能力を向上させる講座をひらいたり、課題解決するための新しい視点やアイデア出しなどで、若者の政策創造力の向上に向けた取組みをしてまいりました。今後ともこれらを通して政策の決定課程に参画できる人材育成に努めていきたいと考えています。

担当課 : 現状といたしまして基本的に学校長の判断におまかせしております、使用期間が1年を超えるような特殊な場合などは教育長の判断としております。幼稚園や小学校など市町村立の所も多いと思うのですが、それは各市町村の教育委員会に判断を任せております。今後の対応といたしましては、市町村の学校の使用許可に関しては各市町村の教育委員会に判断してもらって県立学校については、学校長の判断になるが地域の皆様の希望・要望に応じながら施設の有効活用をしていきたい。廃校に関しては、とても古い建物が多くて耐震性の問題があり貸すのは困難な状況にあり、現在使っている学校については、先ほどの対応と同じような形です。

座長 : 一般提案で余裕教室におけるワーケーションやテレワーク等働く場所へと民間活用という提案があります。いずれにせよ人口減少の中で教室にも相当程度余裕ができてきている実態がある。今ワーケーションやテレワークの希望者ということで誘致をする活動をしているならば、それを有効活用してはどうかと。合わせてこういう人たちは ICT 等に非常に強い人たちと思うので、こういう人が学校現場の授業に貢献することで、Win-Win の関係ができたらなという提案です。今まではどちらかという廃校をどのようにしていくかだったが、むしろ余裕があるスペースがある学校の空間をうまく使うべきではないかと。廃校を動かすとなるとかなりコストはかかりますが、ing 形で動いている学校の余裕を使うとコスト的にも非常にプラスになるのではないかと。これは余裕教室を活用していくと、特にテレワークやワーケーションに使うことは新しい切り口ではないかと思えます。

委員 : 若者の社会参画ということで、人材リスト登録数はどのくらいでしょうか。

担当課 : 登録人数ですが50人となっています。運用については、審議会の若年者割合について目標を定めており、低い部局に依頼し、候補がないという場合にリストを基に人材紹介しているという状況です。

委員 : 県民に向けて10代、若者が発言をして政策議論等に持っていきけるかという施策まで人材育成が必要かと思えます。リストを作るプラスアルファ民間とのプロジェクトチームを作ってほしいと思っています。以前、総合計画審議会の若者クリエイティブ部の委員をしていたときに、あわわとコラボレーションしてアワイロという取り組みをしていました。徳島大学、徳島文理大学に協力いただいて魅力発信 SNS でやったこともあります。せっかく、徳島大学の田村先生等もいらっしゃいますので、若者の大学等のコラボレーションの推進で政策の方に入れてほしいなと思えます。大学生枠、学生枠を入れてほしいなど。リストを作って入れてくださいだと、何年も使われていないような、県民には分かりにくいかなと。逆に言うと総計審に若者クリエイティブ部会無くなってしまいましたので、逆に学生枠で3大学から学生投入して審議会

に行って発言する試みにチャレンジが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。政策創造部で総計審などで登用すれば、専門部会だと専門知識が求められますので、全般的な総計審などで県民目線で発言ができる審議会等に枠があって進めていければと思います。

中委員 : 18歳選挙権がなぜ進まないのか、高校生に聞いてみたんですが、関係ないと言うんですね、子供たちが。市役所にも提言したんですが、選挙の立ち会いに高齢者が多いですが、若者も座らせてと、当日も、事前も。あの人が言っているから行こうということになりますよね。若者に仕事の機会をいっぱい与えてあげると良いなと思います。それと、小学校の住民の解放ですがデジタル化社会の弱者と言うんですが、小学校区に空いた教室にパソコン置いて高齢者の教育をされている先生もいらっしゃいますし。地域でリタイアした方で詳しい方もいらっしゃるのでボランティアで来てくださると思いますので、そこら辺から切り込んでいかないと家でいてテレワークでパソコンどうのこうのと言うんですが、スマホさえ十分使い切れない者が、「あなた情報弱者よ」と言ってもできるかということとても無理。小学校で空いている所で曜日を決めて教育していただくと地域できめ細やかな支援になるんじゃないでしょうか。

座長 : 現実的に空いた教室貸してと言っても、なかなか貸してくれないんですね。

委員 : 貸してくれませんね。

座長 : 教育委員会では、学校長の判断というんだけど学校長の判断では拒否されているんですね。だからもっと言うと、地域の利用・再生化については積極的に協力してくださいというのを県の教育委員会が出したら良いんじゃないですか。公共の目的に合致しているのであれば学校長も貸し出しやすいと思うんですね。彼らもまず、子供の安全ということを考えるでしょうから、できるだけ外部の人を入れたくないというのがあるでしょうから。

担当課 : 今回、高校の方で何か所か聞いてみたんですが、外部の人が入るのは嫌がる生徒さんもいらっしゃるのもありまして、貸しにくいという所もあります。

座長 : 一つの目的じゃなくて複合的に利用するというのは重要ではないでしょうか。学校教育に支障がでるのは問題があることですが、そうでない場合に地域の活性化に繋がるものに関しては積極的に利活用できる形で県の教育委員会として市町村の教育委員会とか、県立学校であれば直接話しができるので、むしろ学校長が貸し出しやすいような土壌を作っていくことが重要ではないでしょうか。

委員 : 若者人材育成について、政策提言・ファシリテータを行える人材を育成したいということですか。

座長 : 圧倒的に県の政策形成の場に10代、20代、30代の若者の層がないということですか。いわゆる政策に興味をもってもらおうと。

委員 : 学校でいえば生徒会なんかの方々はこういうところに近いのではないのでしょうか。登録が50名しかいないのかというのが正直なところですね。もし可能なのであれば生徒会を頼っていけば良い人材の発掘はできるのでは。あと、私がいつも思うのは一生懸命徳島県の税金で育てた若者をなぜ県外に出してしまうのか残念です。もしこういった形で若者育成をするのであれば、徳島県に在住していただいて散って行っていただくと良いと思います。

委員 : 若年者年代リストは何に活用されているんですか。

担当課 : 若年者登用の際に、候補がないという場合に、リストからご紹介するという活用をしております。

委員 : 審議会に若者が少ないときに登用するということですね。例えば、この会議、審議会に来たときに意見を言ってと言われてもなかなか言えないと思うんですよね。集める先のテーブルが大人だらけという時点でハードルがあると思うんですよね。それよりは、テーマを絞って全部若者にお願いしますからって教育委員会通して学校にお願いするとか、案件絞ってお願いするとかじゃないと若者の意見を反映できないのではないかなと。同じ会議で肩を並べることが経験値になって若者の社会参画、成長に繋がるっていう発想がそもそも間違っているんじゃないかなと思います。実際にこの案件だったら任せてみるということが人材育成では重要じゃないかなと思います。

座長 : 若者といっても高校生、大学生、20代、30代と幅がある話なのでテーマの中で若者の部会みたいなものはそのとおりなので受け止めていきたいと思っています。

委員 : 今の御意見について、教え子を何人か送り込んできているんですが、ハードルが高いけれど、非常に良い経験なんですね。私は資料なんかここに来て読み込んでいるんですが、学生は読み込んで予習もして、非常に良い経験になっているんですね。権限移譲する部会と大学教員がこの子はという子は会議に参加していくという2本立てでお願いできればと思います。

委員 : この間もSDGsの公開シンポジウムを大学主催で開催し、学生2人を出しましたが臆することなく堂々と発言していましたし、そういう場に出したこと

は彼らにも良い経験だと思います。若者だけ集めて進めることも重要だし、大人と混じることは良い経験だと思います。両方でぜひ、進めていただければ。

座長 : そんな感じて提言にまとめていただければ。一般提案で活動いただいている方々に直接説明いただこうと思います。

一般提案者 : 美波町の方で無線通信技術を使った実証実験の取組みを美波町とともにコンソーシアムを組ませていただいています。左側と右側に二つの図があると思います。左側は総務省の方に提案させていただいたんですが、南海トラフの大地震のときに津波の災害状態を知です。美波町に限らず自然災害が来たときに対応するものです。大規模災害のときは停電が起きて電話が繋がらなくなる、インターネットが繋がらなくなる。そうすると、遠くにいる人はもちろん、近くにいる人の安否の確認ができなくなる。大災害の中でも地域の中で最低限のコミュニケーションをとることができ安否の確認をとることができる。具体的にはみなさんに小さいペンダントのようなものをもってもらい、どこの位置にいるか分かる。

LPWA の何がメリットかという低電力で交信が可能なことと免許が要らないという点です。ただ、一方で届出が必要になってくるということです。一つの地域内だと届出で、都道府県内になると登録になる。色んな条件が付いていて、それを超えると本省に登録になります。また右側の図は IoT エリアを利活用し、県にも協力いただいて普段は万歩計代わりに使ってもらおう。どんどん拡大していくにあたって、こういったちょっとした規制があるとスピードが鈍化するということもありますので。ハードルを越えることができれば取組みの広がりにも繋がると思います。

座長 : 停電、災害時にも最低限の通信が可能という実証実験に成功したと。一方では、エリアを越えて美波町から阿南市など広げていくにつれて実際に動かすためのハードルが高くなっていくと。そのために時間、コストがかかってくると。全国にも徳島モデルとして広げていきたいんだけど、電気通信事業法は国が所管している法律ですが、IoT、技術の進化に法律がついていない現状があります。徳島県で実証試験やっていますので、あい路解消のために国の方に提言してほしいという趣旨ですよね。全国モデルになるための一つのハードルでもありますので、提言していきたいと思います。国に対して実情を提言していくというので良いと思います。

一般提案者 : 特定小電力無線局という制度があります。1ワット以下の出力であれば、免許不要で使えますという制度。実際、出力で制限があります。美波町の実証試験では、20ミリワットという出力しか出せない状況です。20ミリワットを超えると免許は要らないんですが、それをどこに置いたかの登録が必要

になります。20ミリワットを超えて最大、250ミリワットまで出力が出せるんですが250ミリワットを出力すると距離にして200 km くらい飛んでしまうんです。美波町では、20ミリワットということで、理論上は数キロ飛ぶはずなんですが実際のところ、設置してみると200～300 mが実際、飛ぶ距離になります。そうなってくると、もの凄い数の無線機が必要となるんですよね。いわゆる集落を越えて通信しようとするとその間にいっぱい、無線機が必要になるんですよね。その次は、250ミリワットになってしまって、いきなり登録が必要になってくるんですよね。実証実験でやるには、ここに置くっていうのが決められないんですよね。テストして、じゃあここに置こうっていうふうに設置場所を決めているのが実情なんですけど、先に届け出て、登録料もはらって登録していくと現実的ではないと。次、250ミリワットという高出力だと、200 km 飛ばしても地域の人にあまり意味がないと。特定小電力無線局という制度は良い制度なんですけど、20ミリワットから250ミリワットの間の定義をしていただくと、本当にIoTサービスに準拠したエリアで出力をコントロールして使っていけるというふうになっていくので、実際のフィールドのに合わせて使っていけるとなると、山間部でも通信が確保していけるといいう制度になると思います。

座長 : 日和佐エリアでの実証で、実証実験成功しているんですが、通信が制限されているので通信機をもの凄い置かないといけない。50個くらい置いていると。出力を上げると登録しないといけない。旧来の法律がIoTみたいなものを想定していない。法制度がついていない事例が徳島県の実証試験の中で生じているということなので、徳島モデルを広げるという意味でも、国に対して提言してほしいということですよ。

委員 : デュアルスクールに教えてください。実際に何が難しいのかと、我々の一般社会もそうなのですが、基本的に一番難しいのは身分保障だと思うんですよね。この制度ができたって出来ない。ペーパーでやらないとこの子一体だれなんだ。そんな子は預かれないっていう事が問題になっている。デュアルスクールは現状でやられているって事でよろしんですよ。

担当課 : H28年に開始しまして、今十七回実施しています。直近で言いますとコロナ禍ではありますが、9月に1件だけ地元の人々の理解も得てガイドラインも徹底して実施することができております。デュアルスクールは現状としては既存の区域外修学制度を活用して短期間の転校として実施しています。転向するということは学籍移動、指導要領など学校におけるそれに対する書類を新しい学校に送らなければならない。ということはそういう事務は発生してしまう。今デュアルスクールをやっていただけなのは1回あたり2週間とか1か月とか短期間ではあるんですけど、年に何回もできれば2拠点居住、2重居住も可能となるんですよね。どうしても仕事で徳島に来ている単身赴任

の方は離れ離れになってしまうので、一時的でもお父さんやお母さんの所に子供がやってくる。その間勉強のことが当然あるのでその間は地元の学校に通う。どうしても転校しないと体だけでは欠席ということになるので学習の面ではよろしくないとなりますので、徳島に来ている間も同じ条件で、同じ内容で勉強ができるように。こういう意味もあって、当然都会と徳島の学校では教科書が違う場合もありますし、授業レベルも違う。同じ学年だったとしても違う場合があるので、現状としては派遣講師の方にフォローしてもらおう。

委員 : 割と先進県ですか。徳島は。

床桜座長 : 徳島発ですね。サテライトオフィス、テレワークが背景にあって。お父さん、お母さんが来たときは子供も一緒に。できれば東京だけの学校生活ではなくて、徳島の田舎暮らしも体験してもらった方がいいんじゃないかと。その場合は、欠席するのではなくて授業の中に組み込んでもらえるというシステムですが、転入学の場合は何年かのイメージですよ。それは2週間でも同じ書類が要りますと。子供の健康の書類も全部揃えないといけないのでこれはなかなか大変だと。趣旨はいいんだけど実態は大変だと。それをデジタル化してほしいということなので、それは的を得た提言かなと思います。終わった後にほかに何かあれば、事務局までお願いします。まとめさせていただきますまして、提言させていただこうと思っております。

以上